

登 録 業 種 及 び 資 格 者 の 基 準 【 業 種 別 基 準 】

登録業種		資格者の基準
①	建築物の清掃業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定のうち当該業務にかかる関係各号の業の登録をうけていること。
②	建築物の空気環境の測定業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定のうち当該業務にかかる関係各号の業の登録をうけていること。
③	建築物の飲料水の水質検査業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定のうち当該業務にかかる関係各号の業の登録をうけていること。
④	建築物の飲料水の貯水槽の清掃業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定のうち当該業務にかかる関係各号の業の登録をうけていること。
⑤	建築物の害虫防除業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定のうち当該業務にかかる関係各号の業の登録をうけていること。
⑥	警備業務（常駐・機械）	警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定による警備業の認定を受けていること。同法第 9 条又は第 40 条の規定による届出書の提出を必要とするものにあつては、当該届出書の提出を行っていること。
⑦	冷暖房設備保守管理業務	業務に関し、法令上必要とする資格者（ボイラー技師、ボイラー整備士、冷凍機械責任者免許状等のいずれか）を有すること。
⑧	電気設備保守管理業務	業務に関し、法令上必要とする資格者（電気主任技術者又は電気工事士）を有すること。
⑨	消防用設備保守点検業務	業務に関し、法令上必要とする資格者（消防設備点検資格者又は消防設備士）を有すること。
⑩	浄化槽保守点検及び清掃業務	広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 3 条の規定による業の登録及び安芸地区衛生施設管理組合から業の許可を受けていること。